

別海町議会会議録

第3号（平成27年 6月26日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

各議案の討論・採決

- (1) 平成27年度別海町一般会計補正予算（第1号）
（町長提出議案第46号）
- (2) 平成27年度別海町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）
（町長提出議案第47号）
- (3) 平成27年度別海町介護サービス事業特別会計補正
予算（第1号）
（町長提出議案第48号）
- (4) 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について
（町長提出議案第49号）
- (5) 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
（町長提出議案第50号）
- (6) 別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定
について
（町長提出議案第51号）
- (7) 別海町介護サービス利用者負担の軽減及び助成に関
する条例の一部を改正する条例の制定について
（町長提出議案第52号）
- (8) 別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を
改正する条例の制定について
（町長提出議案第53号）
- (9) 別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
（町長提出議案第54号）
- (10) 工事請負契約の締結について（北光進地区農道改良
舗装工事）
（町長提出議案第55号）
- (11) 工事請負契約の締結について（西春別駅前スケート

- リンク整備工事)
 (町長提出議案第56号)
- (12) 工事請負契約の締結について (中春別中学校屋内体育館改築建築主体工事)
 (町長提出議案第57号)
- (13) 工事請負契約の締結について (西春別団地公営住宅建設建築主体工事)
 (町長提出議案第58号)
- (14) 財産の取得について (除雪専用トラック)
 (町長提出議案第59号)
- (15) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 (町長提出議案第60号)
- (16) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
 (町長提出議案第61号)
- (17) 別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する基本協定の締結について
 (町長提出議案第62号)
- 日程第 3 発議第 6号 別海町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
 日程第 4 発議第 7号 安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書について
- 日程第 5 議員派遣の件
 日程第 6 委員会の閉会中の継続調査の件

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 各議案の討論・採決
- (1) 平成27年度別海町一般会計補正予算 (第1号)
 (町長提出議案第46号)
- (2) 平成27年度別海町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
 (町長提出議案第47号)
- (3) 平成27年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算 (第1号)
 (町長提出議案第48号)
- (4) 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 (町長提出議案第49号)
- (5) 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- (町長提出議案第50号)
- (6) 別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第51号)
- (7) 別海町介護サービス利用者負担の軽減及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第52号)
- (8) 別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第53号)
- (9) 別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第54号)
- (10) 工事請負契約の締結について(北光進地区農道改良舗装工事)
(町長提出議案第55号)
- (11) 工事請負契約の締結について(西春別駅前スケートリンク整備工事)
(町長提出議案第56号)
- (12) 工事請負契約の締結について(中春別中学校屋内体育館改築建築主体工事)
(町長提出議案第57号)
- (13) 工事請負契約の締結について(西春別団地公営住宅建設建築主体工事)
(町長提出議案第58号)
- (14) 財産の取得について(除雪専用トラック)
(町長提出議案第59号)
- (15) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
(町長提出議案第60号)
- (16) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
(町長提出議案第61号)
- (17) 別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する基本協定の締結について
(町長提出議案第62号)
- 日程第 3 発議第 6号 別海町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 4 発議第 7号 安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書について
- 日程第 5 議員派遣の件
- 日程第 6 委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員（16名）

1番	小	椋	哲	也	2番	外	山	浩	司		
3番	大	内	省	吾	4番	木	嶋	悦	寛		
5番	松	壽	孝	雄	6番	森	本	一	夫		
7番	今	西	和	雄	8番	西	原		浩		
9番	沓	澤	昌	廣	10番	小	林	敏	之		
11番	瀧	川	榮	子	12番	戸	田	憲	悦		
13番	中	村	忠	士	14番	渡	邊	政	吉		
副議長	15番	佐	藤	初	雄	議長	16番	松	原	政	勝

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	水	沼	猛	副町長	佐	藤	次	春		
教育	長	真	籠	毅	総務部長	竹	中		仁		
福祉部	長	河	嶋	田鶴枝	産業振興部長	佐	藤	則	夫		
建設水道部	長	宮	越	正	人	教育部	長	中	谷	隆	弘
病院事務	長	佐	藤	一	彦	会計管理者	田	保	圭	乙	
監査委員事務	局長	佐	藤		敏	農委事務局	長	山	崎	茂	
総務部	次長	佐	藤		告	建設水道部	次長	金	田	秀	幸
総務課	長	佐	藤		告	総合政策課	長	浦	山	吉	人
財政課	長	阿	部	美	幸	防災交通課	長	宮	本	栄	一
福祉課	長	山	田	一	志	介護支援課	長	今	野	健	一
保健課	長	小	湊	昌	博	老健事務	長	伊	藤	輝	幸
農政課	長	門	脇	芳	則	水産みどり課	長	干	場	富	夫
商工観光課	長	川	畑	智	明	事業課	長	金	田	秀	幸
上下水道課	長	小	島		実						

○議会事務局出席職員

事務局	長	登	藤	和	哉	主幹	田	畑	直	樹
-----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---

○会議録署名議員

7番	今	西	和	雄	8番	西	原	浩
9番	沓	澤	昌	廣				

◎開議宣告

- 議長（松原政勝君） おはようございます。
ただいまから、第4日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。
7番今西議員、8番西原議員、9番沓澤議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 各議案の討論・採決

- 議長（松原政勝君） 日程第2 各議案の討論・採決を行います。
議案第46号平成27年度別海町一般会計補正予算の討論に入ります。
（「なし」の声あり）
- 議長（松原政勝君） 討論を終わります。
これから、採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。
議案第47号平成27年度別海町国民健康保険特別会計補正予算の討論に入ります。
（「なし」の声あり）
- 議長（松原政勝君） 討論を終わります。
これから、採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。
議案第48号平成27年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算の討論に入ります。
（「なし」の声あり）
- 議長（松原政勝君） 討論を終わります。
これから、採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。
議案第49号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論に

入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号別海町介護サービス利用者負担の軽減及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

13番中村議員。

○13番(中村忠士君) 本議案に反対する立場で討論いたします。

安倍政権は昨年6月、医療介護相互法を強行しました。

介護保険利用料2割負担の導入、それから要支援者への訪問・通所介護保険給付から外して市町村の事業に移すなど、まさに介護保険制度の根幹を揺るがす歴史的な大改悪と

言っても過言ではないものであります。

本議案は、この法改定に基づくものであり、介護サービス使用料の食費と居住費の利用者負担をふやす内容となっています。

食費については、これまで一月30日で9,000円だった第1段階の人の場合、仮に配偶者が町民税課税者であれば、一気に4万1,400円にはね上がるものとなっています。

また、居住費については、全ての利用者が一月30日で9,600円だったものが1万1,100円に、1,500円の負担増となります。

ぎりぎりの年金で暮らしている高齢者にとって、決して小さい額ではありません。

地方自治法は1条2項で、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政の自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする、地方自治体の役割を明記しています。

安倍政権が医療、福祉、介護制度を後退させ、国民の福利を切り縮めている今こそ、町がその本領を發揮し、防波堤となって町民を守る立場に立つべきではないでしょうか。

今こそ地方自治法を遵守し、自治体の自主性を發揮して、町民の福祉向上のために最大限の努力をすべきときであります。

本議案はそれに反するものであり、賛成することはできません。

以上の理由により、本議案に反対いたします。以上です。

○議長（松原政勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原政勝君） 起立多数であります。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第54号別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号工事請負契約の締結について（北光進地区農道改良舗装工事）の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号工事請負契約の締結について(西春別駅前スケートリンク整備工事)の討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号工事請負契約の締結について(中春別中学校屋内体育館改築建築主体工事)の討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号工事請負費請負契約の締結について(西春別団地公営住宅建設建築主体工事)の討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号財産の取得について(除雪専用トラック)の討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号別海町特定環境保全公共下水道別海町終末処理場の建設工事委託に関する基本協定の締結についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎委員会付託省略の議決

○議長(松原政勝君) ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第3 発議第6号及び日程第4 発議第7号については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思ます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3 発議第6号及び日程第4 発議第7号については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第3 発議第6号

○議長(松原政勝君) 日程第3 発議第6号別海町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

8番西原議員。

○8番(西原 浩君) それでは、別海町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての内容の説明を申し上げます。

まず、議案の提案理由ですが、全国町村議会議長会において昨今の社会情勢を勘案し、

国会、都道府県議長会、市議会議長会の規定等を参考に標準町村議会会議規則が改正されたことを受け、当町議会においても会議規則の改正が必要との判断から、行おうとするものです。

それでは内容について、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第6号別海町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び別海町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年6月26日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会議員、西原浩。

賛成者、同、松壽孝雄、同、佐藤初雄、同、戸田憲悦、同、沓澤昌廣。

別海町議会会議規則の一部を改正する規則。

別海町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2項、議員が出産のため出席できないときは、日数を決めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附則、この規則は公布の日から施行する。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 発議第6号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 発議第7号

○議長（松原政勝君） 日程第4 発議第7号安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書を議題といたします。

内容について説明を求めます。

11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書の内容について御説明申し上げます。

まず、意見書の提案理由です。

安倍政権は集団的自衛権行使容認の閣議決定を具体化する、新しい安全保障法整備を進

めています。

5月14日に閣議決定、15日に国会へ提出された法案は恒久法「国際平和支援法案」のほか、「重要影響事態法案」への改変や「武力攻撃事態法改正案」「国連平和維持活動協立法改正案」など、計10本の改正一括法案からなります。

これらが成立すれば、日本が攻撃されていなくても、掃討作戦に参戦する道が開かれ、また、他国軍への弾薬提供も可能となります。

これまで歴代政府が踏襲してきた安全保障体制を180度変えようとするものです。

国民の多くは、なぜ自衛隊の海外派遣を恒常的に可能にすることが必要なのか、なぜ自衛のための武器の使用が海外で必要なのか、大きな疑問を感じています。

安倍総理は、ことし4月29日の米国議会での演説において、一連の安保体制をこの夏までに国会で成立させると明言しました。

国民も国会もその内容を知らされない中での発言であり、国民軽視、国会軽視と言わざるを得ず、極めて大きな問題です。

そもそも立憲主義の日本において、憲法に定められた国のありようを根本から変えようとするものであれば、憲法改正の経路を経なければならないことは自明です。

別海町では、平成7年に「平和の町」宣言を決議し、「地球上から戦争と核兵器をなくすことは、日本国民の責務であります。」と明記し、町民とともに平和を願い、語り継ぎ取り組みを進めてきたところです。

戦後70年の節目に当たり、これまで国民が守ってきた平和を脅かすことがあってはなりません。

よって、当町議会が国に対して、安全保障関連法案の徹底審議を求めるとともに、国民合意のないままに法案を成立させないよう強く求め、本意見書提出するものです。

議案の朗読に移ります。

発議第7号安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成27年6月26日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会議員、瀧川榮子。

賛成者、同、中村忠士、同、木嶋悦寛。

安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書。

意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月26日、北海道野付郡別海町議会議長、松原政勝。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、防衛大臣、以上でございます。

審議の上で、各議員の御賛同により決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（松原政勝君） 発議第7号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番西原議員。

○8番（西原 浩君） 私は本意見書に反対する立場で討論いたします。

安全保障関連法案については、現在、国会で審議を行っている状況下であり、さらに政府は、現在開かれている通常国会の会期は、9月末まで大幅に延長し、慎重な審議を行おうとしているところでもあります。

また、法案には新3要件という限定条件がされていることから、まずは、国会での審議が十分に尽くされることを見守ることが大事であると考えます。

加えて、集団的自衛権の行使容認は、他国に攻め入ることではなく、他国と協調して抑止力を高めることにより、攻められない国とするのが最大の目的であると認識するものがあります。

したがって、本意見書は、法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求めるという意見書であります。当議会としては、国会の十分な審議を見守り、拙速な判断とならないように国会の審議を注視することが最良であると考え、本意見書に対する反対討論といたします。

以上です。

○議長（松原政勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 本意見書に賛成の立場で討論いたします。

「札幌の19歳フリーターが安保法案反対のデモ」という記事が北海道新聞に掲載され、ネットでも配信されました。

政治に全く関心のなかった若者が、もし戦争になったら駆り出されるのは自分たちの世代であり、無関心で遊んでばかりいていいのかと立ち上がりました。戦争怖くて、やりたくなくて震える。若者たちの正直な気持ちです。

くしくも本日夕方、そのデモが行われます。

第二次世界大戦後、私たちは平和を誓い、不戦を貫いてきました。

次の時代を担う若者たち、そして子供たちに不安を与え、リスクを課するようなことがあってはならないのです。

私たちは、この国の行く末に対し、実に重い選択を迫られています。

多くの憲法学者や研究者が憲法違反であるとする、新たな安全保障関連法案、この徹底審議と国民の合意なしに法案を成立させない、このことをしっかり国に訴えていくべきと私は考え、賛成討論とさせていただきます。

○議長（松原政勝君） ほかに討論ございますか。

13番中村忠士議員。

○13番（中村忠士君） 私は、発議第7号に賛成する立場で討論いたします。

安倍政権が成立を目指している安全保障関連法案は、国会での審議が進めば進むほど、その矛盾が明らかになってきています。

6月8日に行われた衆院憲法審査会では、自民党が推薦した参考人を含めて、全ての参考人が法案は憲法違反と談じました。

また、20日の衆院平和安全法制特別委員会で行われた参考人質疑では、2名の元内閣法制局長官が、従来政府解釈から逸脱していると厳しく批判しました。

安保法案のほころびは、日に日に大きくなるばかりです。

6月12日に元自民党の重鎮4人が法案反対を表明するため、日本記者クラブで会見を開きました。その方々の言葉と現職自衛官の言葉を引用させていただきます。

まず、自民党の重鎮の一人、竹村さんのお話です。このようにおっしゃっています。

安倍首相は70年続いた日本の平和主義をがらりと変えようとしている。海外で武力を行使できないはずの日本が、行使できる国に変わっていく、専守防衛という考え方が潰されようとしている。日本は専守防衛を貫いたから、世界から信頼を得たと思っている。また、専守防衛こそが日本の最大の抑止力ではないかとさえ思っている。今回の安保政策の進め方は一貫性がないし、荒々しい感じがする。国の基本的な形を変える大きな政策が、論議が未成熟なまま、何もかも一挙にけりをつけられようとしている感じがする。国民が納得しないまま数を頼んで、一方的に採決すれば大きな禍根を残すことになる。

次に現職自衛官の方のお話を引用します。

政府の安保法案は、結局我々に戦争に行けと言っているのと同じです。だけど、安倍首相は戦争に行くのではない、安全ですという、そんなごまかしの国会論議で、危険地域に派遣される隊員はつらい。死ぬ危険を覚悟はしても、一体何のために死ぬのかもはっきりしない。米軍のためではいやですね。憲法解釈を無理に変え、国会で説明もできない、それで強引に法案を通すのですか。

保守の方々も、自衛官の方々も、そして多くの国民が今回の安保法制はおかしいと思っています。

さまざまな立場の違いを超え、おかしいことをおかしいと声を出していくことが、今、求められているのではないのでしょうか。

本意見書は、法案の徹底審議と国民の合意なしに法案を成立させないことを求めています。これは多数の国民、町民の声であり、本議会として当然出すべき意見書であると私は考えます。

以上を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（松原政勝君） ほかに討論ございませんか。

14番渡邊議員。

○14番（渡邊政吉君） 私は、本意見書に反対する立場で意見を申し上げさせていただきます。

戦後70年だからこそ日本国民は、この国会で、今、盛んに審議されているこの案件については真剣に考える時期であると、まず私は思います。

今、世界各国でテロを初め、いろいろな争い事が起きていることは皆さん御承知だと思っております。

確かに日本は、平和主義を貫いてまいりましたが、それはいろいろな国に守られて、特にアメリカを初め、守られてのことです。

しかし、そのことが今後も保障されるのでしょうか。どこの国を見ても、自分の国を、自国の国民を守らない国はありません。

私もこの法案の国会審議については、早計にすべきでないということは賛同いたします。国民の合意をできるだけ時間をかけても取りつけるべきだとは思いますが、しかしながらもう一回私どもは、このことについて、平和主義を貫くのであれば真剣に、一人一人の国民が考えるべきであると考えます。

先ほど反対意見の西原議員も申しましたが、今、国会で盛んに会期延長まで決めて、公

明党、与党の中でもいろいろ賛否両論あることは、依然でございますが、だからこそ国民の意見をもっともっと聞いた中で、この大事な案件を決めていかなければならないと思っています。

今、このことを私どもは冷静にしっかりと国会審議を見つめながら、このことについて判断をしても遅くはないと思っています。我が議会が早々にこの意見書を出さなくても、そのことは可能だと私は思っています。

これからも、日本国民は誰かが守ってくれるという意思是、私は保障できないものだと思います。

どうぞ、そのことも考えた中で、それこそ慎重にこの意見書について私ども議会は考えていった方がよいと、このように考えて今回の提出されたこの意見書には反対をいたします。

○議長（松原政勝君） これで討論を終わります。

これから、採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原政勝君） 起立少数であります。

したがって、発議第7号は否決されました。

◎日程第5 議員派遣の件

○議長（松原政勝君） 日程第5 議員派遣の件を議題といたします。

内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程第6 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（松原政勝君） 日程第6 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（松原政勝君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成27年第2回別海町議会定例会を閉会します。

◎町長挨拶

○議長（松原政勝君） 町長挨拶。

○町長（水沼 猛君） 第2回の町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位の皆様におかれましては、4日間にわたり慎重な御審議をいただきまして、また、すべての提出議案につきまして御決定を賜りました。

まことにありがとうございました。

本定例会の一般質問でも答弁をさせていただきましたが、TPP問題に関連をしまして、昨日、米上院本会議におきまして、TPP交渉妥結の前提となりますTPA法案が賛成多数で可決をされました。

今後、日米など12カ国は大筋合意を視野に、7月中にも閣僚会合を開く方向との報道もなされているところであります。

法案が可決をされ、これからがまさに正念場となりますので、交渉の推移をしっかりと注視をしながらタイミングを図りながら、国等への要請も含めて対応をまいります。

さて、春先からの好天によりまして町内では、例年より早く一番草の刈り取りが始まっております。

ことしの1番草の予想収量は、生収量の暫定値でたら1反当たり2,500キロ、平年並み以上となっているとのことで、町内農協が実施をしております植生改善の効果があらわれてきているものと思われまます。

また、本町の代表的な初夏の風物詩でもあります野付湾の北海しまえび漁が、19日から操業が始まっており、店頭価格が気になるところでございますが、現在のところ、昨年同様の価格で店頭販売されているようでございます。

あすと明後日、土日でございますが、尾岱沼漁協において、第55回えびまつりが開催されますので、議員の皆様にも、ぜひ御来場いただきまして、えびまつりを盛り上げていただければ幸いと存じます。

町では短い夏に効率よく工事を進めていただくことができるよう、計画的に建設工事の入札を進めておりますが、7月下旬に請負工事と財産の取得にかかわる臨時議会召集を予定しております。後日、御案内をいたしますので、ぜひ日程を調整いただき御参集賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、昨日、別海町建設業協会の労働災害防止及び交通安全大会が開催をされまして、ゼロ災害達成の宣言がなされたところでございます。

繁忙期を迎える時期となり、基幹産業であります第1次産業においても、農作業中の事故や海難事故等には十分注意の上、作業に当たっていただきたいと考えております。

議員各位におかれましても、あらゆる機会を通じまして、町内の労働災害防止と交通事故の撲滅のために、注意喚起をしていただきますようお願いを申し上げます。定例会閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。御苦労さまです。

○議長（松原政勝君） 皆さん、大変御苦労さまでした。

以上で終わります。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員